

平成21年第1回太良町議会（定例会第1回）会議録（第4日）						
招集年月日	平成21年3月6日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	平成21年3月13日 13時29分			議長	坂口久信
	散会	平成21年3月13日 14時48分			議長	坂口久信
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席12名 欠席0名	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
	1番	所賀 廣	出	7番	見陣 泰幸	出
	2番	山口 巖	出	8番	久保 繁幸	出
	3番	平古場 公子	出	9番	末次 利男	出
	4番	坂口 久信	出	10番	山口 光章	出
	5番	牟田 則雄	出	11番	下平 力人	出
	6番	川下 武則	出	12番	木下 繁義	出
会議録署名議員	3番	平古場公子	5番	牟田 則雄	6番	川下 武則
職務のため議場に 出席した者の職氏名	(事務局長) 松本 太		(書記) 針長 俊英			
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	岩島 正昭	農林水産課長	高田 由夫		
	副町長	永淵 孝幸	税務課長	桑原 達彦		
	教育長	陣内 碩泰	建設課長	川崎 義秋		
	総務課長	岡 靖則	会計管理者	坂本 豊		
	企画商工課長	佐藤 慎一	農業委員会事務局長	藤木 修		
	財政課長	大串 君義	学校教育課長	川瀬 勝芳		
	町民福祉課長	新宮 善一郎	社会教育課長	寺田 恵子		
	健康増進課長	江口 司	太良病院事務長	每原 哲也		
環境水道課長	土井 秀文	太良病院長	古賀 俊六			
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成21年3月13日（金）議事日程

開 議（午後1時30分）

- 日程第1 経済建設常任委員長報告（所管事務調査）
- 日程第2 総務常任委員長報告（所管事務調査）
- 日程第3 議案第1号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第4 議案第2号 太良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第3号 太良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第4号 太良町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第5号 町立太良病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第6号 太良町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第7号 太良町簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第8号 太良町消防団条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第9号 太良町農林漁業振興資金の融通に伴う事業の指定及び融資額の限度について
- 日程第12 議案第10号 町道の一部廃止について

午後1時29分 開議

○議長（坂口久信君）

皆さんこんにちは。定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事をお手元に配付しております議事日程表のとおり進めます。

去る12月の定例会で各常任委員会への所管事務調査を付託しておりましたが、その結果について報告がなされております。これより常任委員長の報告に入ります。

日程第1 経済建設常任委員長報告（所管事務調査）

○議長（坂口久信君）

日程第1. 経済建設常任委員長の報告を求めます。

○経済建設常任委員長（山口光章君）

平成20年12月の定例議会におきまして付託されました所管事務調査について、経済建設常任委員長の報告をいたします。

我が太良町の産業は、大部分が一次産業で成り立っていると言っても過言ではないと思

ます。

そこで、本委員会は、我が町の一次産業低迷の克服のための他町の新しい試みや研究とその成果など、我が町にとって幾らかでもプラスの方向性と、我が町にとってエネルギーを見出せるかということを目的に、去る1月27日から29日までの3日間、宮崎県南郷町、北郷町を視察研修いたしました。

1月27日、1日目は宮崎県南郷町に行きまわりました。いかにも南国で、同じ九州とはいえど、気候的にも温暖で寒さを感じさせない雰囲気でありました。私たちは、県の農業試験場である亜熱帯作物支場を視察いたしました。宮崎県は、非常に農産物に適切な環境にあるということでした。しかしながら、一次産業はどここの市町村でも低迷している状況にあるということです。県の試験場においても、産業発展のために日々研究を重ねておられました。

中でも、かんきつ系でキンカンの研究をされ、現在では、約300戸弱の農家が従事し、19年度で57ヘクタールの産地、生産量は1,100トン、主に関東、東京市場に出荷、完熟キンカンとしてブランド化をし、糖度18度以上の高品質のキンカン、名称タマタマを開発しており、市場では1キロ当たり700円から1千円、ブランドのタマタマは1キロ当たり1,400円から2千円の高価格での取引をしているとのこととあります。

また、近くの道の駅でも販売しておられ、キンカンだけではなく、年間150,000千円の売り上げだとのこととありました。

我が町においては、農業の中でもミカン生産が主であります。その農産物にかかわるような産物の研究と勉強をして、幾らかでも農業収益に結びつけたいと思う次第でありました。

2日目の1月28日は、同じく宮崎県の北郷町を視察研修いたしました。

この町は、森林セラピー基地の認定を受けておられ、猪八重溪谷を中心に森林浴効果の科学的な実験を行ったところ、副交感神経活動を高め、ストレスホルモン濃度を低下させるなどの生理的な効果、また、心理的な緊張や不安を和らげ、疲れをとり、気持ちを落ち着かせる効果、さらに、活気の気分を高める効果が高いことが科学的に実証されたそうとあります。

私たちは、その町の中で5カ所ある宿泊施設のうち、蜂之巣公園コテージを視察研修いたしました。

スポーツを通じて、あるいはレジャー観光における宿泊施設は、意外と全国には多いものがあります。我が町においても、自然休養村、あるいはキャンプ場、一応どうにか整ってはいるものの、他の町村には意外な施設があるものだと感じました。

この施設は、スポーツ、観光、レジャーを目的とした、いわゆる研修、勉強の施設として運営されており、昭和63年度に管理棟、その他テニスコート、ゲートボール場、ローラースケート場をつくり、平成元年度には温泉を掘り、平成3年、平成4年で完成しております。

温泉のある宿泊研修施設は珍しいので、利用者の幅が広がり、また、非常に人気が高まり、研修施設として利用度も上昇していくのではないかと考えられます。

コテージも平成20年建設中のものを除き、6人用コテージが7棟あり、手ぶらでも泊まれるホテル型式でありました。また、最近完成した32人用のコテージを見せていただきましたが、利用度の高い、多目的な人に好まれる施設だと感じました。

私自身としても、このような施設が我が町にもあったなら、スポーツ、レジャー、青少年の育成の場として非常に役立つだろうと思いました。

今考えれば、太良町で掘った温泉も出るには出ましたが、存分な利用を高めることができなかったため、非常に残念な気もいたします。やはり、我が町には経済浮揚の意味でも集客力が必要であると思います。

2日間の視察研修を行いました。その町、その町のよいところがあり、太良町には不向きな面もたくさんありました。よその町はよく見えるもので、我が町は我が町のよいところを、持ち味を出しつつ、頑張る必要があると感じました。

我が町には我が町の、よそに負けないよい面がたくさんあるのだということを肝に銘じて事を起こす。大きなやる気を持たせてくれた視察研修でありました。

以上をもちまして、経済建設常任委員長の報告を終わります。

○議長（坂口久信君）

以上で、経済建設常任委員長の報告は終わりました。

日程第2 総務常任委員長報告（所管事務調査）

○議長（坂口久信君）

日程第2. 総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（末次利男君）

議長の命によりまして、総務常任委員長の報告をいたします。

去る12月の定例議会におきまして、議長より付託されました所管事務調査について報告をいたします。

総務常任委員会は、1月20日から22日までの3日間、愛知県東栄町を視察研修いたしました。

東栄町は、愛知県北設楽郡の南東部に位置し、東は静岡県佐久間町に隣接している県境の町でありました。総面積123.4平方キロメートルで91%の林野率から成り、地形は木曾山系の南端で、明神山初め、700から1,000メートル級の山々が連なり、町の中央部を天竜水系の大千瀬川を主流とする溪流が多くあり、自然豊かな町でありました。

昭和26年に県立自然公園、昭和44年には天竜奥三河国定公園の指定を受け、起伏に富んだ地形から河川流域に自然緩急平地が点在して形づくられた町でありました。

町の沿革は、昭和30年4月の町村合併促進法に基づき、6カ町村が1町3村で一次合併を行い、二次、三次の合併の末、1町5村が合併して東栄町が発足していました。

高速交通体系にも恵まれず、国道151号線が南北に、国道473号線が東西に通じ、町の南端

にJR飯田線の駅1つと、町営のコミュニティバスが運行され、通学時の町民の便利な足として多くの人々が利用されているとのことであります。

今回の研修目的は、比較的太良町に似通った町を選定し、近々太良町に参考になる場所と課題を選び、東栄町における学校施設の再編統合と町立病院の改革に絞って事前勉強会を行い、研修に臨みました。

視察研修当日は、東栄町側から町長初め、議長、教育長、教育課長、係長が終始同席され、熱心な意見交換ができました。

まずは、教育施設の再編統合であります。中学校につきましては、昭和50年4月に既に3中学校が1校に統廃合されておりました。

統廃合の理由として、生徒数の著しい減少からであり、昭和40年842名が昭和50年には384人と、将来の減少を予測した中学校適正配置、適正規模を5年間の検討の末に統合して昭和54年にスタートしております。

小学校につきましては、平成17年まで学校数7、学級数26、生徒数153人を平成18年に3校を再編統合し、学校数5に、平成19年にはさらに3校となり、平成22年に目指す学校教育の基本方針のもと、1校への再編統合を前提として、東栄町小学校施設整備検討委員会による協議の末、20年3月に調査研究結果報告書が提出されております。

地域の教育力を結集し、東栄町の宝である一人一人の子供の個性や人格の尊重を基盤として、心身の調和的発達を図り、生涯にわたり自己実現を期することのできる子供を育成する学校教育の基本方針のもと、9年間を通した教育課程、指導方法などの工夫、改善を進めて、統合校のよさを生かした教育活動を創造した特色ある教育課程を進めることで、21世紀の社会を担う心身ともに健全な子供の育成のために、新しい時代にふさわしい機能を備えた望ましい施設の効率的な整備に当たることが検討委員会の総括事項として掲げてあります。

調査研究事項といたしまして、1つ、学校の構造、規模に関すること。2つ、施設整備期間中の児童・生徒への対応に関すること。3つ、通学対策に関すること。4つ、放課後児童・生徒対策に関すること。5つ、付加施設に関すること等々について、平成19年8月の第1回委員会から計10回、延べ28時間の調査研究経過を踏まえ、整備目標時期を平成22年4月といたしましたが、平成19年9月、町議会から5項目の要望書が提出され、整備の位置、場所の調査研究を再協議するようになっております。

また、東栄町校長会から、「施設整備充実のための提言」についても参考にしながら、再度検討する報告内容であります。

検討委員会につきましては、東栄町規則第15号に定め、施設の効率的な整備に係る調査研究と目的と任務が明確化した組織の設置がなされており、議事録は町のホームページで公表され、会議の傍聴が可能とのことであります。

また、小学校施設整備の原案は、東栄町パブリックコメント手続要綱第8条第2項によっ

て公表され、意見書提出件数11件は、それぞれの意見の概要と整備に係る考え方を公表することで、広く町民に理解と協力を求める対応がなされておりました。

現在、移転場所が検討されていますが、もともと6カ町村の合併であるがゆえの問題が根底にあるのか、最終結論に達しておらず、4カ所の候補地に優先順位は認められたものの、執行部案としての第1候補地である東栄グリーンハウスは、推進側の早期着工を求める請願書も12月の議会で審議未了で継続審議になっておりました。

議会側の判断として、グリーンハウスは多種目のスポーツ合宿ができるスポーツ施設と、200人収容の宿泊施設、花祭会館、民芸館、博物館等々、教育、文化、交流の拠点で、将来とも町の活性化には不可欠な複合施設であり、小学校用地には再度協議、検討を要することで、執行部、議会の住民側に立った真剣な意思決定が協議中でありました。

近年の少子化は、社会の仕組み、制度、考えを変えなければいけない極めて深刻な問題であることは全国共通であることから、東栄町もそれぞれの学校が長い歴史と伝統を誇り、特色ある教育活動を展開され、地域住民にとっても心のよりどころとなっていることは理解しても、昭和34年1,979人をピークに、平成18年150人となった現実から、町民アンケートも「町内1校ですできるだけ早く統合を進める」が75%強であったことが統合計画を後押しして、平成9年から再編統合問題も段階を経て、平成22年4月に1校に統合される予定であるとのことであります。

次に、国保東栄病院の改革について報告をいたします。

赤字続きの町立病院を本格的な病院経営改革に至った経緯については、将来における町の人口と高齢化率の推移を予測したとき、平成27年には人口4,000人を下回り、高齢化率も50%と、町自体の活力の減退は避けて通れない現実を直視されている中でも、過疎によっても医療需要は減らないこと、町民生活の医療に対するセーフティーネットは将来とも不可欠であることから、平成16年、17年には病院の本格的な再生計画が議論され、再生委員会が設置され、院内改革に向けての具体的な対策として、1つ、退職者補充の抑制。2つ、日曜外来。3つ、内科増設。4つ、通常午後6時までの診療。5つ、看護手当等各種手当の廃止、見直しなどが図られております。

ここで問題は、町執行部の危機感と、病院側の赤字は当然役場が持つべきだとの親方日の丸的な楽観的体質の意見の相違があったようです。

そこで、平成17年9月、総務省公営企業等経営アドバイザー派遣事業を実施され、内部改革から外部有識者による改革が始まり、1、経営形態の見直し、2、職員意識の改革、3、繰り出し基準など、アドバイザー項目を踏まえた改革委員会が設置され、平成17年12月から平成18年3月までの3回の開催で、改革への方向性が示されております。

改革委員会のメンバーにつきましては、総務省経営アドバイザーで有名な長隆氏を中心に、名古屋大学医学部教授、トヨタ記念病院院長、豊川市民病院院長、東栄病院院長などなど、

7人の専門家メンバーによって改革プランが示され、さらに町の改革委員会への諮問を経て、東栄病院改革基本方針が平成18年7月に示されております。

その内容につきましては、1つ、東栄病院の運営継続を基本とする。2つ目に、地域医療確保のため、公設民営とする。3つ目に、受け皿として、自主運営のため医療法人財団を設立する。4つ目に、公設民営化前の累積赤字は町が精算する。5つ目、設備投資は平成18年から20年の3年間で整備する。6点目、新法人の財産として、年度末現金預金残高及び診療報酬未収金相当分の3億円を町が財団に寄付する。7点目、主要な施設設備は、長期間無償貸与する。8点目、病院職員は、医療法人財団で再雇用するなどであります。

経営形態の見直しにおいて、公設民営を選択された目的は、経営改善が最終目的ではなく、病院が末永く存続し、安定した地域医療を提供することであり、そこが最大の注目点であります。

自主的な運営をすることで、柔軟な給与体系と、自治体の財政や町村合併に左右されない臨機応変で迅速な対応、決断ができることで、医療スタッフの確保やへき地医療支援が可能とされております。

また、公設民営のメリットとして、院長が理事長になることで、すべての責任と権限を持つため、組織変更、人事などに的確に対応する自主運営ができる。職員の意識改革がしやすい。公務員給与にとらわれない給与体系が設定できる。病院施設、設備を借り受け、運営のみを行うことが可能で、減価償却費、施設・設備の借入金返済負担等がなくなり、財政面の負担が軽減できる。民間の知恵を生かし、病院を効率的に運営することができる。

以上が考えられます。

一方で、デメリットとして、職員の給与をカットしないと病院経営は黒字にならないため、職員のモチベーションが下がる可能性がある。小児科など、不採算医療に積極的になれない可能性がある。院長が理事長になれば、権限と責任が生じて、赤字経営責任を問われることで、医療崩壊の時代で院長のなり手がなくなるなどの事項に十分配慮しながら、公設民営の準備は町議会の議決を経て、医療法人財団を県へ申請、職員への説明については公務員退職後、新法人で再雇用することを説明し、町民への説明は町内12会場で開催され、住民の理解と協力のおかげによって、地域あつての病院、年老いても安心して住める町を目指すことを十分説明されたようであります。

新しい職員の給与体系につきましては、年齢給は48歳から55歳がピークで56歳から下げる。60歳定年、65歳まで雇用延長。職能等級は、能力・実働に応じた評価。役職手当は責任に見合う手当。資格手当は職種による業務の確立など、努力した人が報われる給与体系を目指すことになっております。

改革スタート後の1年目の19年度収支につきましては、医療収益が12,000千円落ち込んでいますが、医業費用が削減されたことによって、医業利益は53,000千円増となり、経常利

益につきましては、職員増をされたにもかかわらず38,000千円となり、職員の決算特別配当と財団から町へ寄附10,000千円がなされておりました。

改革によって19年度決算で大きく変わったことは、職員について非常勤職員、委託職員すべて正規職員化し、法定福利費については、社会保険へ変更することにより、トータルで給与費が減少しております。役場との協定により、主要な施設・設備にかかわる減価償却費については、役場が負担することになっております。繰出基準につきましては、一般会計からの繰入金は医療財団法人へ繰り入れは一切せず、役場の病院事業特別会計へ繰り入れて、将来の病院整備のために留保する。以上でありました。

また、今後の課題として、黒字経営の継続的な確立、職員の能力アップと意識改革、人材確保とよい雇用の場の提供、アピールできる病院の確立、住民交流など、地域とのかかわり合い。介護療養棟の廃止への対応など、課題と不安な点も多々ある中で、今回、公設民営により東栄町病院は、自主的な経営機能が確立され、迅速な病院運営が可能となったことのメリットを十分生かして、活用して、日々変化していく医療状況に的確に対応し、医療界の荒れ狂う激流が心休ませるせせらぎに変わるように努め、住民のための病院として来やすく、安心して利用できる、住民に愛される病院を合い言葉に、職員一人一人が思いやりのある、心温まる気持ちで医療・介護に従事しながら、今後とも、患者の皆さんの貴重な意見を聞きながら、健全経営を確保しつつ、医療の質を高める努力を続けられると思います。

総務常任委員会は、近々、公立病院の大改革があることを想定して、それぞれの町の実情の違い、改革方法の違いがある中で、総務省アドバイザー事業の改革モデルといわれる公設民営型の長崎県の公立新小浜病院、京都の新大江病院、精華町国保病院、そして今回の国保東栄町病院の4カ所、企業会計全部適用では、広島県の公立みつぎ病院を研修いたしました。公設民営での改革手法も医療法人への完全委託や、医療法人財団への自主運営、民間移譲による運営など、メリット、デメリットを整理することができたと思います。

町立太良病院も総務省経営アドバイザー派遣事業を受け、将来にわたって健全経営で継続できる経営形態の見直しこそが改革の本丸と思われれます。

このたびの東栄町の研修は、これからの人口減少社会は避けては通れない時代であり、本町にとっても活力低下が危惧されます。

小さな町で生き残るためには、平成19年の出生者数66人は、将来の経済人口と消費人口の極端なアンバランスを迎える時代に、学校施設の適正規模、適正配置を効率的側面からも先送りすることなく、本格的検討の時期に来ており、その点、東栄町は執行部の積極的な取り組みを強く感じました。

病院改革につきましても、総務省から見直しを義務づけられたからではなく、自主的に、目先の改革ではなく、将来に太良病院の継続をするための改革を、痛みに耐えても思い切ったメスを入れることの必要性を強く感じた研修でありました。

続きまして、本委員会は去る1月28日、29日の2日間、町内幼稚園・保育園・児童館の現状及び今後の運営について所管事務調査を行いましたので報告をいたします。

まずは大浦幼稚園であります。昭和30年、定員70名で設立され、昭和58年学校法人の認可を受けた施設であります。園児の推移は平成8年の53人をピークに、現在17人と定員の3割も満たない現状で、厳しい経営状況であることを痛感いたしました。

幼稚園は学校教育法77条に基づき、文部科学省の所管とされ、1学級35人以下に教諭配置が義務づけられています。就学前の幼児教育に関する社会の動向も、幼児期は人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期であることを踏まえ、幼児教育の効果的推進を図るために、幼児教育プログラムが設定されております。

大浦幼稚園は町内唯一の施設であり、町補助金536千円、県補助金として私立学校運営費補助金8,990,100円、幼稚園就園奨励補助での私立幼稚園補助単価の5%増や、第2子以降の保護者負担軽減の半額、無償、私立幼稚園預かり保育推進等々に加えて、最善の運営努力が実施されておりますが、PR不足もあり、園児減少に歯どめがかからず、経営の厳しい状況で存続の危機に直面されており、何らかの対策を切望されております。

次に、大浦児童館であります。現在、社会福祉協議会の委託として保育型児童館が運営されておりますが、昭和43年、松濤保育園の分館として、大浦児童館ひまわり保育園がスタートして、ピーク時には100人の児童が現在では3歳児以上22名と経営状況は厳しく、20人を割り込めば、保育事業の継続は難しいとのことでありました。

児童館の年間利用者数は6,196人、母親クラブ利用者523人となっており、道越地区の高台に位置し、有明海と道越港が一望できるすばらしい眺めで、豊かな情操教育の場として、カニの放流事業など地域活動に積極的に参加しながら、心身、知能の調和的発達を図り、健全な人格を養うことを保育方針に掲げられた地域密着型保育施設でも、少子化の波に飲み込まれそうな感じがいたしました。

続いて、社会福祉法人松濤保育園であります。

昭和31年に設立され、定員110名、現在104名の園児数であります。園長からのメッセージとして、21世紀を活力ある社会にするためにも、未来を担う子供を育てることの楽しさやすばらしさ、子供のかわいらしさを母親や保護者がともに手を取り合って感じ合い、喜び合える子育てが共有できるように、子供たちの個性豊かさ、心豊かさ、たくましく育つよう、地域の方々に対する保育園の情報提供とともに、地域活動との連携を図りながら、低年齢保育、延長保育、乳児保育、育児相談指導などを提供しているとのことでありました。

特徴的なサービスの提供として、環境ホルモン配慮の強化磁気食器使用、毎日通園バス無料運行、布おむつ専任職員による洗濯、虫歯予防のための週1回のフッ素洗口などが実施されているようです。

充実した毎日の生活の中で、バランスのとれた明るい元気な子供像を目指した保育事業が

運営されておりました。

2日目は、最初に、いふく保育園を視察いたしました。

昭和56年設立、鉄筋コンクリート平屋429.7平方メートル、定員60名の施設で、現在70名の園児数でありました。ゼロ歳児2名、1歳児13名、2歳児9名、3歳児14名、4歳児16名、5歳児17名の保育年齢内容となっており、できる限りニーズに対応するサービスを心がけながら、特に子供の悩みは親、家族の悩みであることから、相談に乗ること、子供のその日の体調に柔軟に食事対応をする。礼儀作法として、合唱礼拝、あいさつ重視など、基本的なしつけを重んじた保育方針とされております。

地域活動にも積極的に、活発的に参加され、体験を通して豊かな感性を育てながら、先生の話をよく聞ける子供像を目指されているようです。

施設整備につきましても、平成11年、少子化対策臨時特例交付金事業によって、低年齢用保育室の増設ほか、遊具の整備がなされておりました。

次に、油津児童館アカシア園であります。昭和54年の68名の園児をピークに、平成16年13人、平成17年13人、平成18年16人、平成19年13人、平成20年13人となっており、卒園4人、入園予定3人と、園児減少が続く中で、保護者同士が和気あいあいと家族的で支え合い、親同士も普段の日常生活から交流を深め合う少人数ならではの心のぬくもりのある姿が特徴的でありました。

保育士2人で、できる限り休みを少なくしたり、延長保育にも努力され、多良地区では唯一専業主婦の子供の預かりの施設としての必要性もあるようです。建物の老朽箇所も見受けられ、改修が望まれます。

最後に、和順福祉会多良保育園を視察いたしました。

長期間園児、父兄を巻き込んだ経営陣の対立も一応終息がなされ、新しいスタッフで対応いただきました。

交代から間がなく、これから役職員一丸となって、園児の調和のとれた発育、成長を目指して、最もよい環境と地域に根差した施設として、保護者と一体となって努めていきたいと強調されました。

今回、幼稚園、保育園、児童館合わせて6施設を訪問いたしました。それぞれの施設で特徴的な努力がなされ、幼児期という人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期であることを踏まえた取り組みがなされておりました。

平成19年の出生者数66名に対しての各施設の考え方にも温度差があり、短期中期からも対策の必要性を痛感いたしました。

勤めなどで家庭で保育できない子供を預かる福祉施設である保育園は、定員以上の園児数であるのに対し、幼稚園教育要領による学習内容の教育施設は、対象年齢、預かり時間差によって、親の都合に合わず、園児減少も限界に達している実態であり、委託事業ではありま

すが、町も議会も見ても見ぬふりできない現実に直面した研修でありました。

以上、総務常任委員会委員長報告を終わります。

○議長（坂口久信君）

以上で、総務常任委員長の報告は終わりました。

日程第3 議案第1号

○議長（坂口久信君）

日程第3. 議案第1号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○5番（牟田則雄君）

この様式5号の9ページ、補正予算給与費明細書の一般職、この中で、補正後、補正前89名となっておりますが、こっこのほうでいただいた21年度の予算書の中には、前年度92人という職員数になっておりますが、この違いはどういうことでしょうか。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

当初予算に載せている資料は、12月1日現在でたしか載せていると思いますので、これについては最終的な確定値の数字ですので、3月末の現在は89名という人数になっております。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第1号 専決処分事項の承認を求めることについて、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。

日程第4 議案第2号

○議長（坂口久信君）

日程第4. 議案第2号 太良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第2号 太良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第5 議案第3号

○議長（坂口久信君）

日程第5. 議案第3号 太良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○10番（山口光章君）

ちょっと太良町職員の勤務時間について、大体次のページの別紙で8時間を7時間45分に改めると、そうなっておりますけれども、私も喫煙者として非常に気がとがめる面もありますけれども、やはり役場の職員さんたちも喫煙者が多いわけですよ。そしたら、大体計算してみて、同じ方々がやはり下まで、2階の部署からおりに往復15分はかかっておると思います。日に何回行かれておるのかと。そのようなことを考えましたら、実際もう同じメンバーですよ、そういう方々は、実際。そしてみっともないでありますから、もう2階なら2階の部署にちゃんとした部屋を設けてやって、そのほうが一番いいんじゃないですかね。そのように私は感じます。四千何百万円の税金も、たばこ税まであれしているんだから、もっと堂々としとっていいみたいな感じもするんですけども、ある程度引け目を感じて、そういうふうにこそこそこそやっておられるのを見たら、何となく惨めっぽいような気もいたしますけれども、だから1日、1回につき15分が10本吸うんやったら150分と、5日間のあれで計算したら、それこそ年間計算したら本当に7時間45分の計算で成り立っていくのかと思うわけですよ、差が出てくるわけですよ、たばこ吸わない人と吸っている人の。私は、そのように思いますから、だから、そういうところは余り目に見えない、往々としてちゃんとした喫煙所をつくってやってしたほうが一番いいんじゃないかなと思いますけれども、

そこら辺はどう感じられますでしょうか。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

議員御指摘のとおり、たばこを吸う時間が勤務時間から若干多いんじゃないかなろうかという指摘もあっておりますけれども、そこについては、職員の方々のモラルでもらって、たばこを吸う場所については、できるだけここにまとめてもらって、町民の方に不信感を招かないようにしたいと思っております。

○2番（山口 巖君）

ちょっと関連ですけど、仮に2階の企画商工ぐらいが中央と思うんですが、あそこから下まで歩いて行って、たばこのむのに3分、そして上がっていく。総務課長、大体どのくらい時間かかりますかね。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

私はたばこを吸っておりませんのでわかりませんが、四、五分はかかるんじゃないだろうかなと思っておりますけれども。

○2番（山口 巖君）

5分かかるんですよ、1本たばこのむのに。四、五分で行けるはずはないんですけどね。

あそこまで行くのに何分かかる、掛け2倍が往復でしょう。多分15分未満ぐらいと思うんですけど。一遍ちょっとよかったら後ほどはかっていたきたい。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

そこら辺、時間等もはかって、できるだけ職員の方々には注意をしてもらうようお願いをしたいと思います。

○議長（坂口久信君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第3号 太良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第6 議案第4号

○議長（坂口久信君）

日程第6. 議案第4号 太良町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第4号 太良町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第7 議案第5号

○議長（坂口久信君）

日程第7. 議案第5号 町立太良病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○8番（久保繁幸君）

まずは簡単なものからお尋ねいたしますが、ここに特A、特B、個室、段々がございますが、まずはこの数を教えていただけますか。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

まず、特別室が2室ですね。それから、個室1とって、ちょっと個室2よりも面積が広い分が4室です。それから個室2、狭いほうですけども10室ございます。

以上です。

○8番（久保繁幸君）

これの手数料条例を改正するに当たって、年間幾らの増を見込んでおられますか。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

大体今のところ、毎年5,000千円程度収益が上がっております。

今回、改正する予定の金額が大体50%アップということで、2,500千円程度の増収を見込んでおるといことでございます。

○議長（坂口久信君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第5号 町立太良病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について、
本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午後2時20分 休憩

午後2時39分 再開

○議長（坂口久信君）

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

日程第8～第9 議案第6号～議案第7号

○議長（坂口久信君）

日程第8. 議案第6号 太良町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてと、
日程第9. 議案第7号 太良町簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定についての2
議案を一括議題といたします。

質疑の方は議案番号を言ってから質疑をお願いいたします。質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

最初に、議案第6号 太良町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第7号 太良町簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第10 議案第8号

○議長（坂口久信君）

日程第10. 議案第8号 太良町消防団条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第8号 太良町消防団条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第11 議案第9号

○議長（坂口久信君）

日程第11. 議案第9号 太良町農林漁業振興資金の融通に伴う事業の指定及び融資額の限度についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○10番（山口光章君）

過去より、こういうふうな資金の融通が太良町も成り立っており、以前と比べたら限度額も大分ふえたような気もいたしますけれども、今の状況ではミカンづくりさん、あるいは畜産関係、ノリ養殖ですね、そういったところで厳しい時代でございますが、この利用度は、3年間あたりどれぐらいだったのか。当然、このかんきつ、畜産、ノリ、この中でどこが一番利用度が多いかお知らせ願います。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えいたします。

まず、20年度につきまして申し上げます。

20年度につきましては、ノリの経営資金につきましてでございますけれども3,600千円の貸し付けでございます。

それから、かんきつ経営、20年度9件の9,000千円でございます。

19年度につきましてはノリのみでございます。かんきつ経営につきましては、直近ではもう20年度だけでございますので、あとはノリ経営資金。畜産経営資金につきましては、ほとんど貸し付けは今行っておりません、申し込みがあっておりません。

以上でございます。

○10番（山口光章君）

限度額が何年かに1回ぐらいふえていますもんね、実際ね。そしたら、利用される方には幅広く、多くの方々に利用してほしいというようなことでございますけれども、この40,000千円の枠を超えるということはないわけでございますよね、実際。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えします。

限度額につきましては、40,000千円を毎年お願いしておるところでございますけれども、災害等が発生した場合には、臨時に限度額を引き上げるようなことでお願いしたいと思っておりますので、今のところは40,000千円を計上いたしております。

以上です。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○2番（山口 巖君）

ミカンということですけど、これ実は今の貸し付けということでしょう。申し込みが何件あったかわかりますか、申し込みの件数。ということは、その資格をクリアした人だけが借りられるということですよ、保証人とかいろいろ。わかりますか、申し込み。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えいたします。

申し込みにつきましては、融資機関のほうに経営者が申し込まれますので、私のほうではちょっと今把握はしておりません。ただ、20年度につきましても、今議員言われたような保証人とか、あるいは年齢とかいうことで、そういうような農協の担当者のほうから一、二件伺ったことはございますけれども、大体申し込みにつきましては、農協さんのほうでしていただいて、資格審査をしていただいて、融資ができるかということでのうちの資金を利用することになっておりますので、済みません、把握はしておりません。

○2番（山口 厳君）

その年1件だけというのは7件あったわけですよ、申し込みが。しかし、保証人とかいろいろクリアしていないということで1件になったと思います。ということは、やはり同業者、農業の人はだれか親類とか、同じミカンならミカンのグループの人に保証人あたりを申し込むんですけれども、今こういう厳しい状態だから、なり手がいないというのが現状です。

そこで、やはりこういう資金を用意したなら、もう少しその辺を緩和するんですよ、条件を。自分の子供がどこか東京なら東京、大阪のほうで働いて、その人の所得がしっかりしとったらいいて、今、そういうふうになりつつはありますけど、もう少し貸し付けの条件を緩めていただかないと、こういうふうになら品物だけ用意しても、全く利用者がいないというのが現状だと思いますけど。考えを。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えします。

融資の貸付条件ということだと思いますけれども、これにつきましては、議員御承知のとおり、農協の内部で審査がっておりますので、その辺につきましては、農協のほうに、こういうような議会での意見が、意見というか、そういう指摘があったというようなことで申し伝えをして、内容等を私のほうももう少し把握したいと思っております。

以上です。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第9号 太良町農林漁業振興資金の融通に伴う事業の指定及び融資額の限度について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第12 議案第10号

○議長（坂口久信君）

日程第12. 議案第10号 町道の一部廃止についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第10号 町道の一部廃止について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

これをもって本日の議事日程を終了いたしましたので、これにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後 2 時48分 散会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 坂 口 久 信

署名議員 平古場 公 子

署名議員 牟 田 則 雄

署名議員 川 下 武 則